



安全に道路を横断するために！

令和5年中の県内における歩行者死者数は24人です。

県警では、道路横断中の交通事故を防止するため、安全に道路を横断するための行動(横断意思の明確化など)について、4つのポイントについてわかりやすく交通安全教育を実施しています。

歩行者の皆さんも4つのポイントを意識して安全に道路を横断するようにお願いします。

- S しっかり「横断意思表示」
- I いつでも「安全確認」
- G じっくり「他車両の動向注意」
- N にっこり「会釈であらう」

横断歩道等における歩行者等の優先

車は横断歩道に接近する場合、停止線の直前で停止できるような速度で進行しなければなりません。

歩行者が横断しようとする時は、横断歩道の前で一時停止し、かつ、その歩行者の通行を妨げないようにしなければなりません。

芳野駐在所日誌

この度、令和6年3月13日の人事異動で芳野駐在所勤務を命じられました。

宜しくお願い致します。



芳野駐在事件簿

(3月1日から3月31日までの間)

窃盗 3件

(側溝の蓋等が盗まれる被害や侵入窃盗が増加傾向にあります。

戸締り等宜しくお願い致します。)



横断歩道のルール

- ①横断歩道に近づいたときは、停止できる速度に減速
- ②横断歩行者がいるときは、必ず一時停止
- ③横断歩道手前の追い抜き・追い越し禁止
- ④停止車両がいるときは、必ず一時停止

歩行者妨害違反は

反則金	大型車・中型車	12000円
	普通車	9000円
	二輪車	7000円
	原付	6000円

基礎点数 2点 が課されます。

川越警察署特殊詐欺(3月31日現在)

発生件数 11件

被害総額 1481万円

よしの

川越警察署
芳野駐在所

223-2133